

労働基準広報 2017 No.1927

6/21

CONTENTS

特集 改正労契法による無期転換への企業対応Q & A (前編) — 6

改正労契法の要件を満たせば当然に 有期労働者に無期転換申込権が発生

改正労働契約法による無期転換制度により、1年の有期契約の場合、平成30年4月以降、順次、無期転換申込権が発生する有期労働者が出てくることになる。そこで、無期転換制度への企業の対応について、(1)無期転換申込権の発生、(2)無期転換権の行使、(3)無期転換後の労働条件——の3項目に分けて、山口毅弁護士にQ & A形式で解説してもらった。無期転換申込権は、労契法18条に基づいて発生する権利であり、同条は、強行法規であると考えられている。したがって、無期転換申込権は発生しないと労働契約、就業規則及び労働協約の定めは無効であり、労契法18条の要件を満たせば、当然、有期労働者に無期転換申込権が発生することになる。

(弁護士・山口毅 (石寄・山中総合法律事務所))

●裁判例から学ぶ予防法務〈第31回〉—— 18

国・三田労基署長 (CVSベイエリア) 事件
(東京高裁 平成28年9月1日判決)

コンビニ店長の精神疾患・自殺と業務起因性
**従業員の健康状態を知らないほうが
責任生じないとの考えは改めるべき**

今回は、コンビニ店長の精神疾患・自殺と業務との因果関係が争われた事件を取り上げる。当初遺族からの労災申請は不支給とされた。第1審では自殺した店長の心理的ストレスは「中」程度であり業務起因性はないと判断したが、第2審では、心理的ストレスは全体として「強」とし、業務起因性を認めて第1審判決を取り消した。

(弁護士・井澤慎次)

●解釈例規物語② —— 34

第37条関係

**勤務を終了し帰宅した労働者を
夜間呼出し翌日まで労働させた
場合の割増賃金**

(中川恒彦)

●NEWS —— 1

(平成28年の労働災害発生状況まとまる)死亡者数は2年連続1000人下回り928人/ (厚生労働省・全国の公表事案を毎月更新) 労基法等違反の送検事案等のHP一括掲載を開始/ (29年版過労死等防止白書の骨子) 過労死が多い業種のアンケート結果など掲載/ ほか

●労務資料/平成28年度 能力開発基本調査
結果② —— 44

**非正規の能力評価実施する事業所が増加
～事業所調査～**
(厚生労働省調べ)

●本誌読者アンケート — 41 ●連載 労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 42 ●わたしの監督雑感 三重・伊賀労働基準監督署長 森孝志 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

労務相談室

回答者

不利益変更 [マイカー通勤手当を距離に応じた非課税限度額に] 変更に合理性は — 48 弁護士・平田健二
就業規則等 [就労時間外で兼業も就業規則は兼業禁止] 止めさせることは — 50 弁護士・新弘江
賃金関係 [残業10時間以内で2万円の手当支給] 平等性に欠け問題か — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内